

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	人権政策課
発注担当課名	人権政策課
契約名称	外国人向け市政案内・相談窓口業務
契約内容	外国人向け市政案内・相談窓口業務一式
契約締結日	令和8年4月1日
及び契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	特定非営利活動法人国際交流の会とよなか 豊中市本町3-3-2-101
契約金額	3,992,450円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>外国人向け市政案内・相談窓口業務委託については、業務に対する経験・知識に加え、本市の地域性や実情に精通している者に行わせる必要がある。</p> <p>また、本事業は、外国人市民に対する行政サービスの向上を目的にしており、これまでの業務経験からの確かつ迅速に窓口案内を行うことができるのは、特定非営利活動法人国際交流の会とよなかと判断したことから、引き続き随意契約による委託契約を行うもの。</p>